

- 2 平成22年4月1日前においてこの条例による改正前の長野県高等学校授業料等徴収条例第1条の規定により納入すべきであった授業料及び受講料については、なお従前の例による。
- 3 平成22年度において長野県の設置する高等学校に在学する者（この条例による改正後の長野県高等学校授業料等徴収条例第1条第1項各号に掲げる場合のいずれかに該当する者に限る。）に係る同年度分の授業料及び受講料については、同項の規定にかかわらず、これらを徴収しない。

高校教育課

資金積立基金条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成22年7月8日

長野県知事 村井 仁

長野県条例第26号

資金積立基金条例の一部を改正する条例

資金積立基金条例（昭和39年長野県条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表の長野オリンピック記念基金の項を削り、同表に次のように加える。

長野県冬季競技振興基金	冬季競技の国際大会の開催及び選手の育成を支援することにより、冬季競技の振興を図る。	冬季競技の国際大会の開催及び選手の育成の支援に要する費用の財源に充てる。
-------------	---	--------------------------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

スポーツ課

規則

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成22年7月8日

長野県知事 村井 仁

長野県規則第29号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和34年長野県規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1のイの(イ)中「240万4,000円」を「238万7,000円」に改め、同表の3のウの(7)中

円 17,500	円 22,600	円 33,300	円 39,900	円 50,500	円 7,400
29,000	37,500	52,300	61,300	77,000	10,500

を

円 17,300	円 22,300	円 32,800	円 39,300	円 49,800	円 7,300
28,600	37,000	51,600	60,400	75,900	10,400

に改め、同ウの(イ)中

円 5,700	円 7,700	円 11,600	円 14,000	円 17,700
9,200	12,200	17,100	20,300	25,800

を

円 5,600	円 7,600	円 11,400	円 13,800	円 17,500
9,100	12,000	16,900	20,000	25,400

に改め、同

表の9のウ中「19万9,000円、小人15万9,200円」を「20万1,000円、小人16万800円」に改め、同表の12のイ中「13万7,500円」を「13万4,200円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の災害救助法施行細則別表第1の9の規定は、平成22年4月1日から適用する。

危機管理防災課

長野県組織規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成22年7月8日

長野県知事 村井 仁

長野県規則第30号

長野県組織規則の一部を改正する規則

長野県組織規則（昭和44年長野県規則第16号）の一部を次のように改正する。

第12条第6号中「、市町村合併審議会」を削る。
別表第32の1の長野県市町村合併審議会の項を削る。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

行政改革課

長野県高等学校授業料等の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成22年7月8日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第6号

長野県高等学校授業料等の徴収に関する規則の一部を改正する規則

長野県高等学校授業料等の徴収に関する規則（昭和52年長野県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第10条を第13条とし、第7条から第9条までを3条ずつ繰り下げる。

第6条中「第4条第1項第6号」を「第7条第1項第6号」に改め、同条を第9条とする。

第5条中「第4条第1項」を「前条第1項」に改め、同条を第8条とする。

第4条第1項中「一に」を「いずれかに」に、「長野県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）」を「教育長」に改め、同条を第7条とし、第3条を第6条とする。

第2条の次に次の3条を加える。

（在学期間の計算）

第3条 条例第1条第1項第2号の在学した期間（以下この条及び第5条第2項において「在学期間」という。）は、入学（転入学、編入学及び再入学を除く。次項において同じ。）した日から起算する。

2 転入学し、編入学し、再入学し、又は転籍した者に係る在学期間の計算は、その者の属する学年のその者以外の在学者（転入学し、編入学し、再入学し、又は転籍した者及び原学年に留め置かれた期間のある者を除く。）が入学したときに入学したものみなして行うものとする。

3 前項の場合において、転入学する前に在学した高等学校（全日制課程又は定時制課程（単位制による課程を除く。以下この項において同じ。）に在学した場合に限る。）又は転籍する前に在学した全日制課程若しくは定時制課程において原学年に留め置かれた期間（当該高等学校又はこれらの課程に引き続き在学したとしたならば原学年に留め置かれることとなる期間を含む。）があるときは、当該留め置かれた期間を在学期間に通算する。

4 第2項の場合において、転入学する前に在学した高等学校（定時制課程（単位制による課程に限る。以下この項において同じ。）又は通信制課程に在学した場合に限る。）又は転籍する前に在学した定時制課程若しくは通信制課程において履修した科目的単位数をすべて修得したとしたならば、現に転入した学年と異なる学年に転入することとなるとき又は卒業を認められることとなるときは、それぞれ、現に転入した学年から当該異なる学年に進級するまでに要する年数又は現に転入した学年から卒業するまでに要する年数（これらの年数に1年未満の端数がある場合は、これを切り上げた年数）に相当する年数を在学期間に通算する。

（単位数の合計の計算）

第4条 転入学し、編入学し、再入学し、又は転籍した者に係る条例第1条第1項第3号の単位数の合計（次項及び次条第2項において「単位数の合計」という。）の計算は、転入学し、編入学し、再入学し、又は転籍する前に修得した単位数で卒業に必要な単位数のうちに加えられたものを通算して行うものとする。

2 前項の場合において、転入学し、又は転籍する前に履修した科目的単位数で修得できなかつたもののうち、修得したとしたならば卒業に必要な単位数のうちに加えられることとなる単位数があるときは、当該単位数を単位数の合計に通算する。

（やむを得ない事情による通算しない期間及び単位数）

第5条 条例第1条第2項のやむを得ない事情は、次に掲げる事項とする。

- (1) 留学
- (2) 休学
- (3) 負傷又は疾病の療養のための相当の期間の欠席
- (4) 学校生活への適応が困難であることによる相当の期間の欠席
- (5) その他校長が特にやむを得ないと認めた事情

2 校長は、前項各号に掲げる事項があると認めた場合は、条例第1条第2項に規定する在学期間に通算しない期間又は単位数の合計に通算しない単位数を認定するものとする。

3 校長は、前項の認定（第1項第4号及び第5号に係る場合に限る。）を行う場合は、あらかじめ長野県教育委員会教育長（第7条第1項及び第9条において「教育長」という。）に協議しなければならない。

様式第1号及び様式第2号中「第5条関係」を「第8条関係」に改める。

様式第3号中「第6条関係」を「第9条関係」に改める。

様式第4号中「第7条関係」を「第10条関係」に、「第7条の」を「第10条の」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

高校教育課

長野県職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成22年7月8日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

長野県人事委員会規則第11号

長野県職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則

長野県職員の退職手当に関する規則（昭和50年長野県人事委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第5条第3号中「第56条の2第1項第1号のイ」を「第56条の3第1項第1号のイ」に改め、同条第4号中「第56条の2第1項第1号のロ」を「第56条の3第1項第1号のロ」に改め、同条第5号中「第56条の2第1項第2号」を「第56条の3第1項第2号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会事務局